

イギリスにおける専門証拠規律の最新動向

東京大学准教授 成瀬 剛

<目次>

- 第1 はじめに
- 第2 イギリスにおける従前の専門証拠規律とその問題点
 - 1 従前の専門証拠規律
 - 2 問題の顕在化と庶民院による許容性基準の改定要求
- 第3 Law Commission による立法提案——最終報告書の概要
 - 1 信頼性要件を定立する根拠
 - 2 信頼性要件の適用範囲
 - 3 信頼性判断の段階的ガイドライン
 - 4 立法草案の内容
 - 5 手続的規律
- 第4 政府の反応——議会を通じた立法の拒否
 - 1 Paper の内容
 - 2 評価
- 第5 司法府の反応——刑事訴訟規則と刑事実務指針の改正
 - 1 対照的な反応
 - 2 首席裁判官及び刑事訴訟規則・刑事実務指針の位置づけ
 - 3 刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正内容
 - 4 改正の評価
- 第6 おわりに

第1 はじめに

筆者は、2013年に公表した拙稿¹において、イギリス²における専門証拠 (Expert Evidence)³の許容性に対する規律を検討したが、その後、同国で

はこの問題について新たな進展が見られる。そこで、本稿では、旧稿で検討した内容を簡潔に要約した上で（第2、第3）、それと比較する形で、その後の最新動向について紹介し、その理論的意義及び実務に与える影響について若干の考察をすることにしたい（第4、第5）。

第2 イギリスにおける従前の専門証拠規律とその問題点

1 従前の専門証拠規律

イギリスでは、従来、南オーストラリア州最高裁判所の判例（1984年の Bonython 判決）に従い、4つの要件で専門証拠の許容性を規律してきた。そのうち、専門家の意見が事実認定者の判断を援助するものかという1つ目の要件（援助の要件）、専門家が当該分野の知識を十分に獲得しているかという3つ目の要件（専門家としての資格の要件）、専門家が公平な意見を提供できるかという4つ目の要件（公平性の要件）については、特に問題があると考えられていなかった⁴。

問題は2つ目の要件であり、その内容は以下のようなものであった。

「意見の内容が、十分に組織化されあるいは認識された結果、信頼できる (reliable) 知識又は経験の体系として承認されているか (accepted)、そして、証人がその知識・経験の体系に関する特別な知見を得ることによって、自己の意見を裁判所にとって有益なものとするか。」

この要件をアメリカの科学的証拠に対する許容性規律⁵と照らし合わせれば、「承認 (accept)」という言葉は一般的承認の基準 (Frye 基準) を想起させ、「信頼できる (reliable)」という言葉は信頼性基準 (Daubert 基準)

1 拙稿「科学的証拠の許容性(4)」法学協会雑誌130巻4号801頁（2013年）。以下、「旧稿」として引用する。

2 本稿において、イギリスとはイングランド及びウェールズを指す。

3 専門的な知識・経験を用いた証拠を指す。科学的証拠 (Scientific Evidence) は専門証拠の一類型である。

4 旧稿804-805頁。

5 拙稿「科学的証拠の許容性(2)」法学協会雑誌130巻2号432頁以下（2013年）参照。

を想起させる。しかしながら、このように一見すると厳格に見える要件は、現実にはイギリスにおいてほぼ無内容のものと理解され、専門証拠の許容性要件としてほとんど機能していなかった⁶。

このように2つ目の要件がほとんど機能していなかったことは、イギリスの関連性概念の理解とも整合的であるように思われる。イギリスにおける関連性概念は、証拠全般に妥当する許容性要件として、証明力と偏見・誤導等の弊害との比較衡量を求めるものであるが、そこでいう証明力とは、当該証拠により直接証明される事実が要証事実の存否に対して与える影響力（推定力）のみを指している。言い換えれば、イギリスの関連性概念は当該証拠自体の信用性・信頼性を許容性段階で規律しない点に特徴がある⁷。この理解をそのまま専門証拠に及ぼすのであれば、許容性段階で専門証拠の信頼性を問題視する理論的基礎が欠けることになろう。

2 問題の顕在化と庶民院による許容性基準の改定要求

その結果、2000年頃から謀殺罪などの重大事件において信頼性の乏しい専門証拠が安易に許容され、複数の誤判事件が発生した。このような社会状況において、2005年に庶民院の科学技術委員会が「裁かれる法廷科学（Forensic Science on Trial）」と題する報告書を公表し、その中で、専門証拠が許容される前に、その有効性を確認するための基準が存在しないことの不当性を指摘し、イギリスにおいてもアメリカの Daubert 基準を採用すべきであると提唱した⁸。

第3 Law Commission による立法提案——最終報告書の概要

この庶民院科学技術委員会の報告書を受けて、Law Commission は立法提案に向けた作業を開始し、2009年に諮問書、2011年に最終報告書を公表し

6 旧稿805-807頁。

7 拙稿・前掲注(5)415-418頁。

8 旧稿815-819頁。

た。この諮問書と最終報告書の間には一定の相違も見られるが、専門証拠に対する特別な許容性要件として信頼性要件を定立すべきという基本的立場は共通している。そこで、本稿では、最終報告書の概要のみ確認する。

1 信頼性要件を定立する根拠

まず、信頼性要件を定立する根拠に関して、最終報告書は次のように述べる。

一般の証拠法規律であれば、証拠の信頼性に関する要素は、許容性(admissibility)ではなく証明力(weight)において考慮されるべきものであるが、専門証拠の場合は特別に、以下の4つの理由により、その信頼性を許容性段階で検討すべきである。その理由とは、第1に、専門家は事実認定者の知識・経験の範囲外にある事項について意見を述べる事ができるという特権的地位を有していること、第2に、事実認定者が、信頼性の乏しい専門証拠の有する見かけ上のもっともらしさに安易に従ってしまう危険性があること、第3に、信頼性の乏しい専門証拠に対する公判審理中の対応策として、反対尋問、反対当事者による対立専門家の招聘、裁判官による説示などがあるが、これらの手法は実効性が乏しいこと、第4に、専門家は裁判所に対して公平な意見を述べる義務を負っていることである⁹。

2 信頼性要件の適用範囲

次に、最終報告書は信頼性要件の適用範囲について、科学的証拠のみならず、広く専門証拠全般に適用すべきとし、また、陪審による裁判のみならず、マジストレイトやプロの裁判官のみによる裁判にも適用すべきとしている。最終報告書では、このような結論を採る根拠は明示されていないが、おそらく先に述べた信頼性要件を定立する4つの理由がこれらのいずれの場面にも妥当すると理解していると思われる¹⁰。

⁹ 旧稿841-843頁。

¹⁰ 旧稿843-844頁。

3 信頼性判断の段階的ガイドライン

さらに、最終報告書は、信頼性判断の具体的指針を示すため、以下のような3段階のガイドラインを定立すべきだとしている。すなわち、第1段階において、信頼性の2要件を定めた上で、第2段階において、その信頼性が否定される典型的な事例を5つ紹介し、さらに第3段階において、信頼性を判断する際に考慮すべき、より具体的な8つの要素を列挙している¹¹。

4 立法草案の内容

上記のような最終報告書の方針を踏まえて作成された立法草案の内容を確認する¹²。

まず、草案1条1項において、専門証拠は①援助の要件、③専門家としての資格の要件、④公平性の要件という従前と同じ3要件を満たす必要があるとされている¹³。その上で、同条2項において、「専門家による意見証拠は、許容されるのに十分な信頼性を有する（sufficiently reliable to be admitted）場合に限り、刑事手続において許容される」と規定され、信頼性要件が定立されている。

この信頼性要件の詳細を定めたのが4条であり、同条1項では、信頼性が満たされるための2要件として、(a)その意見が理にかなった形で基礎付けられていること、(b)その意見の依拠している根拠に照らして、当該意見の強さが保障されていることが掲げられている。次に、同条2項では、信頼性が否定される典型的な事例が掲げられ、具体的には、(a)基礎にある仮説が十分な審査を受けていない場合あるいは審査をパスしなかった場合、(b)基礎にある前提が正当化できない場合、(c)基礎にあるデータが誤っている場合、(d)具体的な実施過程に誤りがあった場合あるいは当該事案に適さない方法を用いた

¹¹ 旧稿854-855頁。

¹² 旧稿858-869頁。なお、本稿が言及している立法草案の条文は、旧稿858-862頁に掲げられている。

¹³ 第2の1参照。

場合、(e)結論の推論過程に問題がある場合、の5つの事例が挙げられている。

その上で、同条3項(a)において、裁判所は専門証拠の信頼性を評価する際に附則第1章に定められた一般的な考慮要素を考慮しなければならないとされ、この規定を受けて、附則第1章1条は以下のような8つの考慮要素を掲げている。すなわち、(a)基礎にあるデータの量・質及びデータ取得方法の有効性、(b)推論の確実性の程度及びその点についての説明、(c)結果の正確性・信頼性に影響を与える事項に対する考慮の有無、(d)他の専門家による審査の程度及び他の専門家達の見解、(e)当該意見がその専門家の専門外の事柄に依拠している程度、(f)基礎にある情報の完全性及び情報選択の恣意性の有無、(g)専門家の間での意見の相違の有無、当該専門家の意見が占める位置及びその選好についての説明の有無、(h)確立したプラクティスの遵守の有無及びプラクティスに反した理由の説明の有無、である。

5 手続的規律

以上が信頼性要件の具体的内容であるが、最終報告書はこれとは別に手続的規律として、専門家に対する尋問を始める前に、裁判所が当該専門家の専門領域を確定し、その領域外の事項について発言しないよう監視すべきであるとしている。これは、2000年代に起きた誤判事件において、専門家が自己の専門外の事項について意見を述べた問題を受けて提案された規律であり、専門証拠の危険性を顕在化させないための一つの措置として有効と考えられる¹⁴。

以上が、旧稿の概要である。以下では、その後の最新動向について検討していく。

¹⁴ 旧稿847-848頁。旧稿では「信頼性要件に先立つ前提的規律」として紹介していたが、この規律は単に信頼性要件の適用対象を明確化するだけではなく、それ自体が専門証拠の危険性に対処するための規律にもなっていることから、本稿では「手続的規律」として位置づけることにした。

第4 政府の反応——議会を通じた立法の拒否

1 Paperの内容

Law Commission による力のこもった立法提案に対する政府側の反応はそっけないものであった。最終報告書の公表から約2年半後に、非常に簡素な Paper¹⁵で応答したのである。

政府は、最終報告書では信頼性の乏しい専門証拠が提示される事件の数やそのような専門証拠が誤判事件を引き起こす程度に関する厳密な評価がなされておらず、他方で、新たに導入を提案されている信頼性要件は専門証拠の許容性を巡る予備審問 (Pretrial Hearing) を増加させ、余計なコストがかかるので、最終報告書の立法提案を全面的に実施することはできないと述べる¹⁶。その代わりに、刑事訴訟規則 (Criminal Procedure Rules) において、証拠提出者に対し専門証拠に関する情報をより多く提供するよう義務付けるとともに、裁判所が専門証拠を評価する際に考慮すべき要素を明記すれば、裁判所や反対当事者が専門証拠をより吟味しやすくなり、信頼性の乏しい専門証拠による誤判を減らすことができるだろうとしている¹⁷。

2 評価

政府による応答のうち、信頼性の乏しい専門証拠の問題性が明らかでないという主張は、第2、第3で紹介したこれまでの経緯 (特に、2000年代に起きた誤判事件) に照らして疑問がある。また、最終報告書は信頼性という特

¹⁵ Ministry of Justice, The Government's response to the Law Commission report: "Expert evidence in criminal proceedings in England and Wales" (Law. Com. No. 325) (2013). https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/260369/govt-resp-experts-evidence.pdf (2017年1月14日最終閲覧)

政府の Paper は全体でわずか14頁であり、しかも、その半分以上は最終報告書の提案内容の引用である。Law Commission の諮問書 (約90頁) 及び最終報告書 (約210頁) の分量と比べてみれば、その差は歴然といえよう。

¹⁶ *Id.* para. 3.

¹⁷ *Id.* para. 4, 12.

別の許容性要件を定立する根拠の一つとして、信頼性の乏しい専門証拠に対する公判審理中の対応策（例えば、反対尋問、反対当事者による対立専門家の招聘、裁判官による説示など）では実効性が乏しいことを挙げており¹⁸、刑事訴訟規則の改正によって、公判廷に出される情報さえ増やせば万事解決するという政府の安易な考え方は説得力に欠ける。さらに、刑事訴訟規則において、裁判所が専門証拠を評価する際に考慮すべき要素を明記するという方策についても、それらの要素が信頼性という許容性要件の考慮要素として明確に位置づけられていなければ、信頼性の乏しい専門証拠が安易に許容される現状を変えることは困難であろう。

このように代替案が不十分であるにもかかわらず、政府が議会を通じた立法を拒否した最大の理由は、新たな許容性基準を採用することに伴うコストの増加を懸念したためであろう。そして、その背景事情にはイギリス政府の緊縮財政政策があると考えられる。2013年当時、保守党のキャメロン首相は、自由民主党と連立政権を組みながら、緊縮財政政策を押し進めており、具体的には、公的機関の予算を大幅に削減する改革が進められ、刑事司法制度もその例外ではなかった¹⁹。このような背景事情を踏まえれば、政府が財政的負担の大きい今回の立法提案に消極的態度を示したのも頷けよう。

このPaperは、以上のような背景事情を踏まえて読む必要があり、新たな許容性基準として信頼性要件を定立するという立法提案の理論的正当性自体が否定されたわけではない点には注意すべきである。

第5 司法府の反応——刑事訴訟規則と刑事実務指針の改正

1 対照的な反応

そのことを裏付けるかのように、司法府は政府とは対照的な反応を示し

¹⁸ 第3の1で紹介した第3の理由を参照。

¹⁹ 司法省の予算は2010年～2015年の5年間で約34%削減され、内務省（Home Office）の管轄下にある警察の予算も5年間で約20%削減されている。<http://www.bbc.com/news/uk-politics-34790102>（2017年1月14日閲覧）

た。トーマス首席裁判官（Lord Chief Justice）が中心となって、最終報告書の立法提案を実現するため、2014年10月に刑事訴訟規則と刑事実務指針（Criminal Practice Directions）の改正が行われたのである。

2 首席裁判官及び刑事訴訟規則・刑事実務指針の位置づけ

それらの改正内容の検討に入る前に、イギリスの刑事司法における首席裁判官及び刑事訴訟規則・刑事実務指針²⁰の位置づけについて確認しておく。

まず、首席裁判官はイギリスの職業裁判官の長であり、控訴院刑事部（Court of Appeal, Criminal Division）の長官でもある²¹。イギリスでは、2009年に立法府から独立した最高裁判所（The Supreme Court）が活動を開始しているが、憲法問題を除いて、刑事司法実務のあり方を実質的に決定しているのは控訴院刑事部であり、その長官である首席裁判官はイギリスの刑事司法に対して大きな影響力を持っている。なお、控訴院は、日本の高等裁判所と異なり、ロンドンに1か所存在するだけなので²²、控訴院刑事部の下す判断は、最高裁判所によって破棄されない限り、すべて先例としての価値を有する。

次に、刑事訴訟規則は、刑事訴訟規則委員会（Criminal Procedure Rules Committee）によって2005年に初めて制定され、その後も頻繁に改正されているものである²³。刑事訴訟規則委員会のメンバーは、裁判官、マジストレイト、検察庁（Crown Prosecution Service）長官、バリスター、ソリシター、警察官、一般有識者などで構成されているが、委員長は首席裁判官である²⁴。この刑事訴訟規則は、主として、裁判所における審理の効率性を高め、Case Management を促進するための手続規律を定める目的で制定され

²⁰ 最新の刑事訴訟規則及び刑事実務指針の全文は、以下のサイトで確認できる。<http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/criminal/docs/criminal-procedure-rules-practice-directions-2015-November-2016.pdf>（2017年1月14日最終閲覧）

²¹ 清野憲一「英国刑事法務事情(1)」刑事法ジャーナル3号71頁（2006年）。

²² 清野・前掲注②170頁。

²³ John Sprack, *A Practical Approach to Criminal Procedure*, para. 2.02 (15th ed. 2015).

たものであるが²⁵，中には，単なる手続規律にとどまらない実質的な内容を含んだ規定も含まれている。その典型例が，刑事裁判の目的(the overriding objective)を規定した1.1条である²⁶。

また，刑事実務指針も，控訴院刑事部の長官である首席裁判官によって公表される文書で，刑事訴訟規則で定められたルールの細目を定めるとともに，当該事項に関する刑事裁判所全体の方針を示すものである。刑事訴訟規則と異なり，制定法上の根拠はないものの，実務上は大きな影響力を持っている。

3 刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正内容

以下では，刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正において，最終報告書の立法提案がどのように反映されているかを確認していく。

(1) 刑事訴訟規則

まず，改正された条文を以下に掲げる。

第19章 専門証拠

19.2条 専門家の裁判所に対する義務

(1) 専門家は，以下の方法により，裁判所が最も重要な目的 (the overriding objective) を達成することを助けなければならない。

(a) (i)客観的で公平な意見であり，かつ，(ii)当該専門家の専門知識の領域内 (within the expert's area or areas of expertise) の意見を提供すること

(3) 専門家の義務 (duty) は，以下の義務 (obligations) を含む。

²⁴ 現在の委員会構成メンバーについては，<https://www.gov.uk/government/organisations/criminal-procedure-rule-committee/about#membership> 参照 (2017年1月14日最終閲覧)。

²⁵ Sprack, supra note 23, para. 2.14-2.17.

²⁶ *Id.* para. 2.08-2.13.

- (a) (i) 専門家の報告書において、及び、(ii) 直接、法廷で証拠を提供する場面において、当該専門家の専門知識の領域を確定する (define the expert's area or areas of expertise) 義務
- (b) 直接、法廷で証拠を提供する場面において、当該専門家の専門知識の領域外に属する回答を求める質問 (any question to which the answer would be outside the expert's area or areas of expertise) について、裁判所の注意を喚起する義務

19.3条 専門証拠の提出

- (3) 承認された事実としてではなく専門証拠を提出しようとする当事者は、
 - (c) 専門家の報告書とともに、提出者が認識している事項であって、専門家の信用性を実質的に引き下げる (detracting substantially from the credibility of that expert) と合理的に考えられる事柄について告知しなければならない。

19.4条 専門家の報告書の内容

- 19.3条(3)が適用される場合には、専門家の報告書には、
- (h) 裁判所が、専門家の意見が証拠として許容されるのに十分な信頼性を有しているか (whether the expert's opinion is sufficiently reliable to be admissible as evidence) について判断するのに必要となり得る情報を含めなければならない。

刑事訴訟規則19.2条においては、最終報告書が提案していた、専門家が専門外の事柄について意見を述べることを制限するための手続的規律が規定されている²⁷。具体的には、1項(a)(ii)において、専門家は、自己の専門領域内

²⁷ 第3の5参照。

の意見を提供することによって、裁判所が最も重要な目的を達成することを助けなければならないとされ、3項(a)(b)において、専門家の裁判所に対する義務は、自己の専門領域を確定する義務や自己の専門領域外の事柄に関する質問について裁判所の注意を喚起する義務も含むとされている。

次に、19.3条においては、3項(c)が、専門証拠を提出しようとする当事者は、専門家の報告書とともに、当該専門家の信用性を実質的に引き下げると合理的と考えられうる事項²⁸についても告知しなければならないと規定している。

さらに、19.4条においては、(h)で、裁判所が、専門家の意見が証拠として許容されるのに十分な信頼性を有しているかについて判断するのに必要となり得る情報を含めなければならないとされている。本条項で言及されている「専門家の意見が証拠として許容されるのに十分な信頼性を有しているか」という基準は、第3の4で検討した立法草案1条2項の信頼性要件と同一である²⁹。

このように、刑事訴訟規則は、専門領域の事前確定とその逸脱の防止という手続的規律に加え、専門証拠の信頼性に関わる情報をすべて開示させることにより、裁判所が信頼性要件を適用するための前提条件を整えたものと評価できよう。

²⁸ 具体的には、当該専門家の前科や過去に受けた警告 (caution)、当該専門家に対して係属している刑事・民事手続、当該専門家が専門家としての資格 (competence) ないし信用性 (credibility) について裁判官やマジストレイト、検死官 (coroners)、専門機関や規制機関により否定的に判断された経験などが挙げられる。Michael Stockdale and Adam Jackson, *Expert Evidence in Criminal Proceedings: Current Challenges and Opportunities*, 80(5) *J. Crim. L.* 344, 352-353 (2016).

検察官が提出する専門証拠については、警察と検察が合同で作成したガイドラインによって、これらの事項の開示が明示的に義務付けられている。ACPO and CPS, *Guidance Booklet for Experts--Disclosure: Expert's Evidence, Case Management and Unused Material*, Appendix C (2010). http://www.cps.gov.uk/legal/assets/uploads/files/Guidance_for_Experts_-_2010_edition.pdf (2017年1月14日最終閲覧)

(2) 刑事実務指針

その上で、刑事実務指針の対応箇所を見ると、19A.3及び4に次のような記述がある。

第5章 証拠

19A 専門証拠

19A.3

2011年3月に公表された最終報告書において、Law Commissionは専門証拠の許容性要件を制定法で定めるよう提案した。しかし、政府は立法を拒絶した。それゆえ、コモンローが、今でも、裁判所が専門証拠の許容性及び証明力を評価する際の基準である。刑事訴訟規則19.4条は専門家の報告書が包含すべき事項をリスト化し、裁判所がそのような評価を十分に行えるようにしている。

19A.4

2013年のDlugosz事件³⁰において、控訴院は「裁判所が許容性の問題を判断する際には、当該証拠が許容されるのに十分な信頼できる科学的根拠を有している（there is a sufficiently reliable scientific basis for the evidence to be admitted）と認定しなければならないという原則を思い出す（recall）ことが重要である。もし当該証拠が信頼できる科学的根拠を有しているならば、裁判所は対立する見解を陪審による審査に委ね

²⁹ イギリス証拠法においては、一般に、信用性（Credibility）と信頼性（Reliability）の概念が区別されており、前者は証人自身の誠実性や公平性を問題とするのに対し、後者は証人が公判廷で述べた証言内容の真実性を問題とする。Ian Dennis, *The Law of Evidence*, para. 1-003 (5th ed. 2013).

今回改正された刑事訴訟規則も、この区別に従い、19.3条3項(c)において専門家自身の信用性に関する情報の開示を求める一方、19.4条(h)において専門証拠の内容の信頼性に関する情報の開示を要求している。

³⁰ R. v. Dlugosz and Others, [2013] EWCA Crim. 2, [2013] Crim. L. R. 684.

る。」と判示した。Law Commission が許容性の条件として提案した要素と実質的に同じ要素を考慮することによって専門家の意見の信頼性を評価することはコモンローによって禁止されておらず、裁判所は積極的にそれらの考慮要素を審査することを推奨されている。

これを受けて、刑事実務指針19A.5は、信頼性を判断する際の考慮要素として、立法草案の附則1条に掲げられていた8つの考慮要素を規定し、19A.6は、専門証拠の信頼性が失われる典型的な事例として、立法草案4条2項で掲げられていた5つの事例を規定している³¹。

つまり、刑事実務指針は、2013年の控訴院の判例において、既に立法草案1条2項に掲げられた信頼性要件が専門証拠の許容性基準として是認されていること³²を確認した上で、各裁判体に対して専門証拠の信頼性に関する積極的な許容性審査を促し、そのためのガイドラインとして、最終報告書の立法草案で掲げられた8つの具体的考慮要素及び5つの具体的事例をそのまま規定したのである。

4 改正の評価

以上の通り、Law Commission による立法提案は、政府による立法拒絶にもかかわらず、トーマス首席裁判官を中心とする司法府の積極的な対応により、刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正を通じて、ほぼそのまま実行に移されることとなった^{33 34}。以下では、本改正の特異性、理論的意義、実務に与える影響の3点について若干の考察を行う。

³¹ 8つの考慮要素及び5つの事例の詳細については、第3の4参照。

³² 厳密に言えば、Dlugosz 事件の判示は、立法草案1条2項の規定内容（専門家による意見証拠が許容されるのに十分な信頼性を有すること（expert opinion evidence is sufficiently reliable to be admitted））と若干異なるが、刑事訴訟規則19.4条(h)と刑事実務指針19A.4の記述に照らすと、両者は実質的に同一のものと理解されているように思われる。

(1) 本改正の特異性

イギリスはコモンローの国である以上、司法府が今回のような法創造を行うことはもともと予定されているという評価もあり得る。しかし、議会主権 (Parliamentary sovereignty) の観念が強く、刑事司法が政治問題になりやすい同国において、政府側の明確な拒絶にもかかわらず、司法府が自らの権限をフル活用して Law Commission の立法提案を実行に移すというのは非常に珍しいことである。トーマス首席裁判官も、2014年10月に行われた専門証拠に関する講演の中で、今回の措置が全く新しい手法であることを認めている³⁵。この講演の中では、アメリカの国立科学アカデミーが2009年に公表した報告書³⁶等も引用しながら、専門証拠が刑事裁判に及ぼす問題の深刻さが切実に語られており³⁷、今回の改正の背景には、刑事裁判制度を預かる職業裁判官の長としての大きな決断があったと推察される³⁸。

³³ これらの改正を受けて、2014年に新たに策定された検察庁の専門証拠に関するガイドラインにおいても、専門証拠の許容性要件として信頼性要件が明示的に位置づけられ、8つの具体的考慮要素及び5つの具体的事例にも言及がなされている。CPS, Expert Evidence, 9-10 (1st ed. 2014 revised February 2015). http://www.cps.gov.uk/legal/assets/uploads/files/expert_evidence_first_edition_2014.pdf (2017年1月14日最終閲覧)

³⁴ 第3の4で紹介した信頼性要件に関する立法草案のうち、4条1項の規定内容(信頼性を満たすための2要件として、(a)その意見が理にかなった形で基礎付けられていること、及び、(b)その意見の依拠している根拠に照らして当該意見の強さが保障されていることを規定)は、刑事訴訟規則及び刑事実務指針のいずれにも明示的に規定されていない。しかし、これら2要件も、裁判所がコモンロー上の信頼性要件を判断する際の追加のガイドラインとして機能するであろう。Stockdale and Jackson, *supra* note 28, at 355.

³⁵ The Lord Thomas of Cwmgiedd, Expert Evidence: The Future of Forensic Science in Criminal Trials, para. 17 (2014). <https://www.judiciary.gov.uk/wp-content/uploads/2014/10/kalisher-lecture-expert-evidence-oct-14.pdf> (2017年1月14日最終閲覧)

³⁶ National Academy of Science, Strengthening Forensic Science in the United States: A Path Forward (2009). NAS 報告書の紹介として、笹倉香奈「科学的証拠の「科学化」に向けて—米国科学アカデミー報告書から何を学ぶべきか—」浅田和茂ほか編『改革期の刑事法理論 福井厚先生古稀祝賀論文集』321頁(2013年)参照。

³⁷ Thomas, *supra* note 35, para. 23, 24.

(2) 理論的意義

では、このような属人的な要素（トーマス首席裁判官の個性及びリーダーシップ）を離れて本改正を理論的に評価すると、どうなるであろうか。

従来、イギリスにおいて Bonython 判決の2つ目の要件がほとんど機能しなかったことは、証拠自体の信用性・信頼性を許容性段階で規律しないイギリスの関連性概念の理解と整合的であり³⁹、最終報告書も、証拠の信頼性は許容性の判断に影響しないのが原則であるという前提を維持した上で、専門証拠に対して特別に信頼性要件の定立を求めている⁴⁰。このような理解を前提とすれば、特別の許容性要件を議会の立法によらずに司法府の判断のみで創設した今回の改正は、司法府の越権行為と非難されかねないであろう。

しかしながら、最終報告書が提案した信頼性要件を、イギリスのコモンローにおいて証拠全般の許容性を規律してきた関連性概念の延長線上で理解することも不可能ではないように思われる。現に、刑事実務指針において信頼性要件の根拠とされたのは、コモンロー、具体的には2013年の Dlugosz 判決の判示であり⁴¹、このような一般の証拠法規律との理論的整合性が今回のような異例の措置の正当性を支えているように思われる。

仮にこのような見方が正しいとすれば、従前のイギリスは、関連性概念の下で証拠自体の信用性・信頼性の問題を積極的に議論していなかったものの、それは通常の証拠ではその点が問題とならなかつたからに過ぎず、関連

³⁸ トーマス首席裁判官は、専門証拠に関する Law Commission の改革提案を議会立法によらずに実現できたことを、過去10年間で刑事訴訟規則及び刑事実務指針が達成した成果の中で最も際立つもの（the most striking achievement）と評価している。The Lord Thomas of Cwmgiedd, *The Criminal Procedure Rules: 10 Years On*, [2015] Crim. L. R. 395, 396 (2015).

³⁹ 第2の1参照。

⁴⁰ 第3の1参照。

⁴¹ 第5の3(2)参照。控訴院は、Dlugosz 事件の少し前から、専門証拠の許容性を判断する際に信頼性要件を意識した判示を繰り返していた。R. v. Reed, [2010] 1 Cr. App. R. 23; R. v. Broughton, [2010] EWCA Crim. 549; R. v. T., [2011] 1 Cr. App. R. 9. See Stockdale and Jackson, *supra* note 28, at 348-349.

性概念の中から信頼性要件を一律に排除するという含意まではなかったと理解することになる。そのように理解すると、Dlugosz 判決は、専門証拠に対する問題意識の高まりを受けて再検討した結果、少なくとも専門証拠の信頼性に関しては従前から存在するコモンロー上の関連性概念の中に理論的な位置づけを見出したものと評価することも可能になる。その結果、新たに制定された刑事訴訟規則及び刑事実務指針は、このような関連性概念の再検討を通じて「思い出された (recall)」⁴²信頼性要件の判断を実質化するためのガイドラインとして位置づけられるから、このようなガイドラインを司法府の判断のみで制定することにも正当性が認められよう。

(3) 実務に与える影響

今回の改正は、専門証拠の許容性判断を厳格化するための重要な一歩と評価されており⁴³、近時出された控訴院の判例⁴⁴においても、「刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正により、当事者及び裁判所は、専門証拠の取扱いに関して、新たな、そしてより厳格な対応 (new and more rigorous approach) をする必要が生じる」と指摘されている。

もっとも、刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正の1年後に実施されたアンケート調査においては、75%のバリスターが、これらの改正は専門証拠の許容性に関する実務上の取扱いにほとんど影響をもたらさなかったと回答しており、さらに、56%のバリスターは、今回の改正後も自らが法廷で専門証拠を争う確率は変わらないと回答している⁴⁵。

この調査結果を裏付けるように、現在に至るまで、これらの改正規定に関する控訴院への上訴はほぼ皆無であり⁴⁶、トーマス首席裁判官が意図したよ

⁴² Dlugosz 判決の表現である。第5の3(2)参照。

⁴³ Ian Dennis, Tightening the Law on Expert Evidence, [2015] Crim. L. R. 1.

⁴⁴ R. v. H., [2014] EWCA Crim. 1555, [2014] Crim. L. R. 905.

⁴⁵ Gemma Davies and Emma Piasecki, No More Laissez Faire? Expert Evidence, Rule Changes and Reliability: Can More Effective Training for the Bar and Judiciary Prevent Miscarriages of Justice?, 80(5) J. Crim. L. 327, 332 (2016).

うに、これらの改正が専門証拠の許容性判断の厳格化という効果をもたらすかは未だ不透明な状況にある。

第6 おわりに

本稿では、イギリスにおける専門証拠規律に関する旧稿公表後の新たな展開について検討を加えた。刑事訴訟規則及び刑事実務指針の改正を通じた Law Commission の立法提案の実現は、専門証拠の許容性判断の厳格化に向けた大きな一歩であり、かつ、イギリスの専門証拠規律と関連性概念の理論的關係について再検討を促す契機ともなった。しかしながら、その改正の具体的効果は、まだ目に見える形で表れてはいない。今後、実務において、専門証拠の許容性判断が厳格化していくのかどうか、注意深く見守りたい。

⁴⁶ *Id.* at 333.